

機密性 2 完全性 1 可用性 1

達 示 第 3 号
令和 4 年 2 月 2 日

大阪拘置所長 高 橋 昌 博

自己契約作業実施細則の制定について

標記について、別紙のとおり定め、即日これを施行する。

なお、平成 19 年 6 月 1 日付け達示第 18 号「自己契約作業実施細則の制定について」、平成 19 年 8 月 1 日付け所長指示第 41 号「自己契約作業の就業時間について」及び平成 25 年 5 月 16 日付け達示第 26 号「自己契約作業実施細則の一部改正について」は、廃止する。

自己契約作業実施細則

(目的等)

第1条 この細則は、大阪拘置所（以下「当所」という。）の被収容者等について、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「法」という。）第39条の規定による自己契約作業の適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

2 自己契約作業の事務処理等は、被収容者の余暇活動の援助等に関する訓令（平成18年法務省矯成訓第3325号大臣訓令）及び平成18年5月23日付け法務省矯成第3326号矯正局長依命通達「被収容者の余暇活動の援助等に関する訓令の運用について」に定めるところによるほか、この細則の定めるところによる。

(事務処理等の分掌)

第2条 自己契約作業に必要な事務処理等は、次の部署が分掌して行うものとする。

(1) 本所

ア 処遇部門

自己契約作業実施の監督に関する事項

イ 指導部門

(ア) 自己契約作業の許可、停止及び取消しに関する事項

(イ) 自己契約作業の契約に関する事項

(ウ) 自己契約作業の作業材料及び作業製品の受払いに関する事項

(エ) 自己契約作業の技術指導に関する事項

(オ) 自己契約作業の報酬に関する事項（次号に掲げる会計課が分掌する事項を除く。）

ウ 会計課

自己契約作業の契約相手方からの報酬の差入れの処理に関する事項

(2) 支所

ア 処遇部門

(ア) 自己契約作業実施の監督に関する事項

(イ) 自己契約作業の許可、停止及び取消しに関する事項

(ウ) 自己契約作業の契約に関する事項

(エ) 自己契約作業の作業材料及び作業製品の受払いに関する

事項

(オ) 自己契約作業の技術指導に関する事項

イ 庶務課

自己契約作業の契約相手方からの報酬の差入れの処理に関する事項

(相手方の選定)

第3条 自己契約作業の契約の相手方は、当所が指定する事業者等に限るものとする。

(許可基準)

第4条 自己契約作業は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、許すものとする。

- (1) 自己契約作業を行うことを許すことにより、当所の規律秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがないと認められること。
- (2) 自己契約作業を行うことを許すことにより、矯正処遇として行わせる作業の作業量の確保に支障を生じるおそれがないこと。
- (3) 自己契約作業を行う者が、勤労意欲、能力その他の事情を考慮し、自己契約作業を行うことが可能であると見込まれる者であること。
- (4) 自己契約作業を行う者が受刑者である場合には、制限区分が第1種又は第2種に指定されていること。
- (5) 自己契約作業を行う者が、懲役受刑者である場合には法第92条に規定する作業を、禁錮受刑者又は拘留受刑者である場合には法93条に規定する作業を、それぞれ現に行っていること
- (6) 自己契約作業を行う者が過去1年以内に作業拒否、作業の製素品の不正使用等の作業に関する反則行為により懲罰を科されていないこと。

(適格者の決定)

第5条 自己契約作業を行うことを出願した者については、作業審査会において前条に定める許可基準により審査し、適格者を決定するものとする。

(誓約及び作業心得)

第6条 前条の規定により適格者と決定された者には、「自己契約作業誓約書」(別紙1)に掲げる事項を誓約させるとともに、「自己契約作業心得」(別紙2)を交付した上で、自己契約作業を行うこ

とを許すものとする。

(取消し)

第7条 自己契約作業を行う者が、次の各号の一に該当するときは、自己契約作業の許可を取り消すことができる。

(1) 自己契約作業心得の4に掲げる禁止事項に違反したとき。

(2) 故意に作業をしないとき。

(3) 反則行為により懲罰(戒告を除く。)を科されたとき。

(4) 休養等により自己契約作業を行うことができない期間が1月を超えたとき。

(5) 材料の交付を受け、製品出荷の指示があっても製品を提出しないとき。

(6) 不良品を多数出したとき。

2 契約事業者との間における作業量の確保に支障が生じ、自己契約作業の継続が困難となった場合には、自己契約作業の許可を取り消すものとする。

(取消し後の再出願)

第8条 前条第1項により、自己契約作業の許可を取り消された者は、その日から起算して6月以上経過しなければ、再度、自己契約作業を行うことを出願することはできないものとする。

(中止)

第9条 自己契約作業を行う者は、特別の事情が認められない限り、2週間以上前に中止日を記載した願せんを首席矯正処遇官(指導担当)に提出しなければ、自ら自己契約作業を中止することはできないものとする。この場合においては、前条の規定を準用する。

(停止)

第10条 自己契約作業を行う者が、休養、反則行為の調査等の事由から、自己契約作業を行わせることに支障があると認められる場合又は審査の申請、事実の申告、苦情の申出、告訴、告発等の書面を作成するため、自己契約作業を行わせる十分な時間を確保できないと認められる場合には、当該事由がやむまでの間、自己契約作業を停止させることができるものとする。

2 自己契約作業を行う者であって、通信教育等の受講のため、自己契約作業を一時停止する必要が生じた者が、その理由、期間等を記載した願せんを首席矯正処遇官(指導担当)に提出した場合には、相当と認める場合に限り、自己契約作業を停止することを

許すものとする。

3 前項により、停止を許可された者は、現にある作業製品を完成させた後、通信教育等に取り組むものとする。

(実施時間及び場所)

第11条 自己契約作業を行う時間帯については、以下のとおりとする。

(1) 受刑者以外の被収容者

ア 作業日 平日(受刑者の就業日とする)

イ 作業時間 午前8時30分～午後零時
午後1時～午後3時30分

※ 午睡(午後1時～同2時)希望者は、午睡を認める。

(2) 受刑者

ア 作業日 平日(受刑者の就業日とする)

イ 作業時間 午後6時30分～同8時30分

2 自己契約作業を行う場所は、自己の居室とする。

(作業指導等)

第12条 自己契約作業を行う者が、自己契約作業の技術指導、契約の相手方との連絡調整その他自己契約作業の実施に関する事項について援助を申し出た場合において、必要と認められるときは、指導部門の職員がこれに当たるものとする。

(材料、器具類の貸与及び保管)

第13条 自己契約作業に必要な器具類については、契約の相手方が提供するものを使用させるものとする。ただし、相当と認める場合には、当所の作業備品たる器具類を貸与し、使用させることができる。

2 前項の器具類の品目及び点数については、自己契約作業の内容及び手順等に応じて、別にこれを定める。

3 自己契約作業を行う時間帯以外における製素品、器具類等の保管については、別に定めた場所とする。

(破損等が生じた器具類の交換)

第14条 自己契約作業を行う者に貸与する器具類が破損し、又は消耗した場合には、指導部門職員を通じて当該器具類を提出させ、交換を行うものとする。

(製素品の管理)

第15条 製素品の受払いは、指導部門職員、居室棟又は工場担当

職員が、その都度、「作業材料及び製品受払票」(別紙3)に記載して、管理するものとする。

(報酬の手続)

第16条 自己契約作業を行う者に対する報酬は、毎月末に当月分の仕上高を集計し、当該者が契約の相手方に支払うべき金額を通知するものとする。

2 前項の報酬は、契約の相手方から自己契約作業を行う者に差し入れさせるものとする。

3 自己契約作業を行う者が、釈放、移送、その他特別の事由により当該月の中途において、自己契約作業を終了し、又は中止した場合には、当月分の仕上高の集計、報酬金額の通知及び報酬の差入れは、前項の規定にかかわらず、その都度行うものとする。

4 第7条の規定により、自己契約作業の許可を取り消し、又は第10条の規定により、自己契約作業を停止したときの半製品については、報酬の計算を行わないものとする。

(関係記録の保管)

第17条 自己契約作業の実施に関する契約書の写し、報酬等に関する記録、作業指導に関する記録等の関係記録は指導部門(指導)事務室において保管するものとする。

別紙 1

自己契約作業誓約書

この度、自己契約作業を許可されましたので、これを行うに当たり、次の事項を守ることを誓約します。

- 1 自己契約作業実施心得に従い、誠意をもって作業に従事いたします。
- 2 業者からの提供物品は丁寧に扱い、傷つけたり紛失したりすることのないよう十分注意いたします。
- 3 自己契約作業中は、他の者に迷惑を掛けるようなことはいたしません。

令和 年 月 日

大阪拘置所長 殿

第 番 氏 名

別紙2

自己契約作業心得

大 阪 拘 置 所

自己契約作業についての正しい認識をもってもらうために、この冊子を作りました。これをよく読んで、自己契約作業の意義を十分理解し、自己契約作業心得に沿って、確実な作業を行ってください。

『自己契約作業の意義等』

自己契約作業とは、余暇時間（受刑者にあつては余暇に充てられるべき時間帯をいい、受刑者以外の被収容者にあつては食事、就寝その他の起居動作をすべき時間帯以外の時間帯をいう。）において、刑事施設がより良い余暇活動の援助等を行うことを目的に設けられた制度です。受刑者の就業日の定められた時間帯において、刑事施設の長が指定する外部の事業者との契約に基づいて、自己のために実施する作業のことをいいます。

自己契約作業については、出願したからといってすべての対象者が許可になるものではありません。自己契約作業を許可する上での慎重な審査を行い、適格者が選定されますので、あなたは多数の被収容者の中から選ばれて、自己契約作業に就くことができたということを自覚し、この「自己契約作業心得」を確実に守ってください。

『自己契約作業心得』

1 作業実施時間帯

作業の実施は平日（受刑者が作業を行わない日を除く。）とし、受刑者にあつては余暇時間、受刑者以外の被収容者にあつては、余暇時間のうち、居室内で就業する受刑者の就業時間帯とします。

2 作業実施場所

自己の居室とします。

3 報酬の手続

賃金は、原則として1月単位で契約事業者から差し入れられ、領置金に組み込まれます。

4 禁止事項

自己契約作業を実施するに当たって、次の行為を禁止します。

- (1) 定められた日及び実施時間帯以外に、自己契約作業を行うこと。
- (2) 正当な理由なく、教化上の行事等に参加せず、自己契約作業を行うこと。
- (3) 自己契約作業の材料又は器具類を他の用途に使用すること。
- (4) 同室者に自己契約作業を手伝わせること。

5 自己契約作業の停止及び中止

正当な理由があるときには、自己契約作業を一定の期間、停止することができます。停止の必要が生じた際には、担当職員に申し出てください。ただし、

停止の期間は1月以内とします。

また、2週間以上前に願せんを提出することにより、自己契約作業を中止することができます。ただし、一度中止した者は、少なくとも6か月間は自己契約作業を再開することができません。

6 自己契約作業の取消し

次の事項に該当するときには、自己契約作業の許可を取り消されることがあります。

- (1) 自己契約作業心得の禁止事項に違反したとき。
- (2) 故意に作業をしないとき。
- (3) 反則行為により懲罰（戒告を除く。）を科されたとき。
- (4) 休養等により自己契約作業を行うことができない期間が1月を超えたとき。
- (5) 材料の交付を受け、製品出荷の指示を受けても製品を提出しないとき。
- (6) 不良品を多数出したとき。
- (7) 契約事業者との間における作業量の確保に支障を生じ、自己契約作業の継続が困難となったとき。

7 損害の賠償

あなたの故意又は過失によって、作業材料、器具類に損傷を与えたり、紛失したり、不良製品を作ったりした場合には、領置金又は作業報奨金によって賠償しなければならないことがあります。

